

(倫理様式 2-2-1)

訪問看護ステーションにおけるリハビリテーション職による訪問の神経難病患者への効果

1. 研究の対象

2014年7月から2024年11月の期間に訪問看護ステーショングラーチアのリハビリテーション職による訪問看護を利用していた神経難病の患者さん

2. 研究目的・方法

在宅におけるリハビリテーションは、病院や診療所、老人保健施設からの訪問リハビリテーションと、訪問看護ステーションからのリハビリテーション職による訪問看護の二通りの事業形態があります。介護報酬制度より、訪問リハビリテーションは利用者のADLを改善させる機能が求められており、一方でリハビリテーション職による訪問看護では、重症患者の重度化予防が求められています。当法人では、2004年にリハビリテーション職による訪問看護を開始し、その後、2018年以降訪問リハビリテーションを実施していません。両事業の機能としては、病院等からの退院後の脳卒中患者は訪問リハビリテーションが実施し、神経難病など進行性疾患であり重度化予防を目的とした患者はリハビリテーション職による訪問看護を実施するよう運営しています。当法人先行研究において訪問リハビリテーションは、退院後の脳卒中患者に対して短期集中でリハビリテーションを投入することで、リハビリテーション職による訪問看護に比べ効率的に日常生活動作能力を向上させることを報告しています(第32回日本慢性期医療学会2024)。しかしながら、リハビリテーション職による訪問看護の重度化予防に関しては詳細な検討がなされていません。

今回は、神経難病患者に対する、リハビリテーション職による訪問看護の効果を検討していきます。今回の調査には日常生活動作能力や生活の活動範囲を数値化したデータを用います。

これらの研究は2024年12月から2025年12月の間に実施します。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：年齢、性別、疾患、身体機能の情報、生活状況の情報 等

※個人が特定される情報は用いません。

4. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

(倫理様式 2-2-1)

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

公益財団法人脳血管研究所 訪問看護ステーショングラーチア リハビリテーション
部門

研究責任者 中島崇暁

住 所：群馬県伊勢崎市大手町 1-1

T E L : 0270-20-1588 F A X : 0270-20-7677

-----以上